

太田市企業誘致選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 太田市土地開発公社が造成した工業団地等の分譲に関し、優良な企業を選定することを目的として、太田市企業誘致選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長が指示した事項について審議するものとする。

2 委員会は、審議が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、産業環境部長をもって充てる。

4 委員は、おおた未来戦略部長、総務部長、都市政策部長及び行政事業部長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、随時開催するものとする。

2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(選考基準)

第7条 委員会は、企業の選定に当たっては、次に掲げる選考基準に基づき審議するものとする。

(1) 経営内容が健全で地域経済の発展に寄与し、安定性及び発展性のある企業であること。

(2) 市内既存産業への波及効果が期待できる企業であること。

(3) 公害防止のための対策が確立されており、地域環境との調和を図ることができる企業であること。

(4) 付加価値が高く、生産性の高度な企業であること。

(5) 地域産業の技術革新及び新たな産業展開に資する企業であること。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。